Family Tax Express
令和５年７月３日
税理士法人ファミリィ
http://taxfamily.or.jp
No.285

配当還元方式による自社株対策　～取引相場のない株式の評価方式～　その１

今回から「配当還元方式による自社株対策」をシリーズで解説します。今回は、取引相場のない株式の評価方式について解説します。

会社オーナーとその後継者にとって自社株対策は事業承継対策の中心をなすものです。事業承継対策について、なんの準備･対策も実行しなかった場合には、事業のバトンタッチに伴い後継者は大きなハンデを負うことにもなりかねません。

配当還元方式による事業承継では、配当金を引き下げるだけで、会社の貸借対照表に影響を与えるような対策の必要がありません。また、配当還元価額によって移転することができる対象者を選択することで、即効性のある自社株対策が可能です。

1. 取引相場のない株式の評価方式

取引相場のない株式（以下、「自社株」といいます。）は、相続や贈与などで株式を取得した株主が、その株式を発行した会社の経営支配力を持っている同族株主等の場合には「原則的評価方式」で、それ以外の株主については「特例的評価方式」（配当還元価額）により評価します。

（1）原則的評価方式とは

原則的評価方式は、評価する株式を発行した会社を総資産価額、従業員数及び取引金額により大会社、中会社又は小会社のいずれかに区分して評価（類似業種比準価額又は純資産価額、若しくはそれらの併用方式によって評価）します。

（2）特例的評価方式（配当還元方式）とは

配当還元方式は、株式の価額をその株式に係る年配当金額を還元率 10%で除して計算した元本に相当する配当還元価額によって評価するものです。この方式を「同族株主以外の株主等が取得した株式」の評価方法とした趣旨は、事業経営への影響の少ない同族株主の一部や従業員株主等の少数株主においては、会社支配力が小さく、単に配当を期待するにとどまるという実情があることから、評価手続の簡便性をも考慮して、このような少数株主が取得した株式については、例外的にこの評価方法によることを相当とした考え方によるものです。

【特例的評価方式（配当還元方式）による計算式】

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{１株当たりの年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{１株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

※　年配当金額は、「（直前期末以前２年間の配当金額÷2）÷1 株当たりの資本金等の額を 50 円とした場合の発行済株式数」で求めます。この場合、特別配当や記念配当のように一時的な配当は、上記の計算式の１株当たりの年配当金額には含めずに計算します。また、その年配当金額が２円 50 銭未満となる場合、又は無配の場合は２円 50 銭とします。

なお、原則的評価方式により算定した価額より、配当還元方式により算定した価額の方が大きくなる場合には、いずれか低い方の価額となりますので、原則的評価方式で算定することになります。

2. 支配権を有する同族株主等の判定

支配権を有する同族株主等に該当するか否かについては、「同族株主のいる会社の場合の評価方式」では、同族株主であっても一定の要件を満たす場合には、特例的評価方式で評価することができます。

<table>
<tr><th colspan="4">株　主　の　態　様</th><th>評価方式</th></tr>
<tr><td rowspan="5">同族株主</td><td colspan="3">取得後の議決権割合が５%以上の株主</td><td rowspan="4">原則的評価方式
（類似業種比準方式又は純資産価額方式、若しくはそれらの併用方式）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取得後の議決権割合が５%未満の株主</td><td colspan="2">中心的な同族株主がいない場合</td></tr>
<tr><td rowspan="3">中心的な同族株主がいる場合</td><td>中心的な同族株主</td></tr>
<tr><td>役員又は役員予定者</td></tr>
<tr><td>その他の株主</td><td>特例的評価方式
（配当還元方式）</td></tr>
<tr><td colspan="4">同族株主以外の株主</td><td></td></tr>
</table>

同族株主とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の１人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の **30%以上**である場合におけるその株主及びその同族関係者をいいます。

なお、議決権総数が 30%以上である株主グループが２つある場合において、その評価会社の株主のうち、株主の１人及びその同族関係者の有する議決権の合計数のうち最も多いグループの有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の 50%超である会社にあっては、**50%超**のその株主及び同族関係者をいいます。

（文責：山本和義）